

# 京都府内「急性期一般入院料1（7対1）届出病院」対象 重症度、医療・看護必要度の基準に係る調査（結果）

2024年(令和6年)8月28日

京都府保険医協会・保険部会

## 【調査の目的】

2024年度診療報酬改定により、急性期一般入院料1の施設基準要件が厳格化され、重症度、医療・看護必要度の評価基準からADL等を評価するB項目が外され、該当患者割合も2段階に変更された。重症度、医療・看護必要度の改定については、経過措置期間が設けられていたが、10月以降も引き続き急性期一般入院料1を算定するには、9月中（遅くとも10月の最初の開庁日）に届出直しが必要となっている。9月中に届け出る場合、6月～8月の実績により重症度、医療・看護必要度の該当患者割合の基準を満たす必要があるが、この間、全国的に第11波というべき新型コロナウイルス感染症の流行が発生し、コロナ患者の受け入れ等により、重症度、医療・看護必要度の該当患者割合基準を満たすことが困難との切実な訴えが寄せられたため、コロナ11波による重症度、医療・看護必要度の該当患者割合基準への影響の有無を明らかにすべく、京都府内の急性期一般入院料1届出病院（32病院）に対して、

緊急のアンケート調査を行った。

### **【調査方法】**

調査名：重症度、医療・看護必要度の基準に係る調査

調査方法：質問紙を郵送し、インターネット、ファクシミリ又は郵送で回答

調査期間：2024年8月21日（水）～8月27日（火）

対象者：京都府内の「急性期一般入院料1（7対1）」届出病院（32病院）

回収数：20病院（回収率：63%）

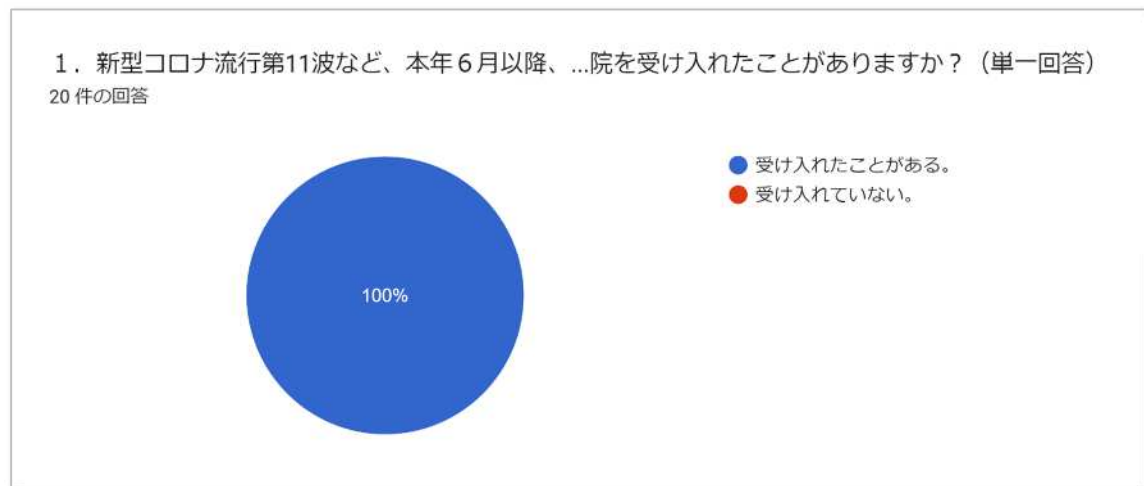
### **【調査の概要】**

回答を寄せた全病院でコロナ患者を受け入れており、コロナ患者受け入れにより、急性期一般入院料1の重症度、医療・看護必要度の該当患者割合基準に影響が出ている病院が4分の1あった。病院からは、コロナ患者受け入れ時の施設基準の特例の取り扱いを求める回答が多かった。

## 【調査結果】

1. 新型コロナ流行第11波など、本年6月以降、コロナ患者の入院を受け入れたことがありますか？（単一回答）

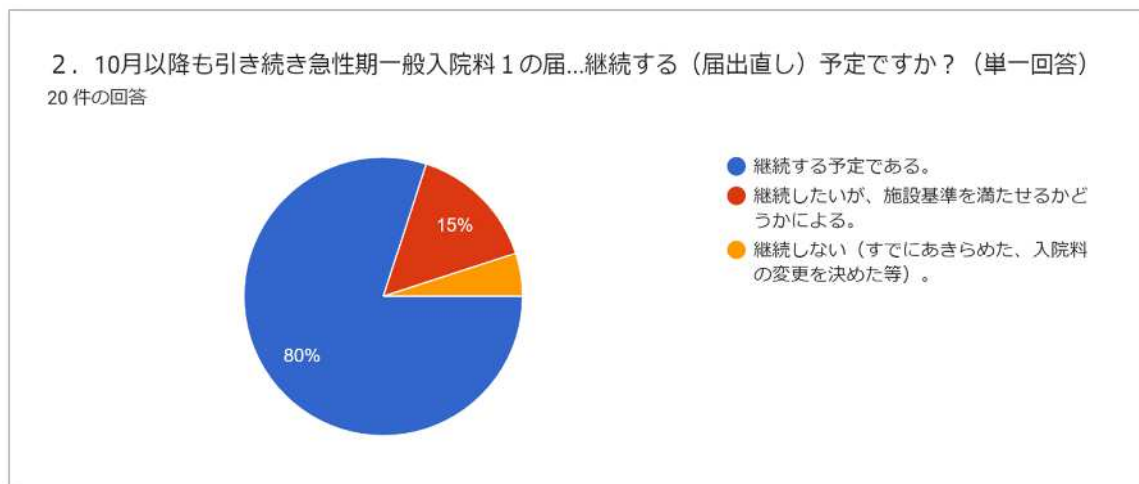
ある	20	100%
ない	0	0%



急性期一般1届出の全病院でコロナ患者を受け入れていた。

**2. 10月以降も引き続き急性期一般入院料1の届出・算定を継続する（届出直し）予定ですか？（単一回答）**

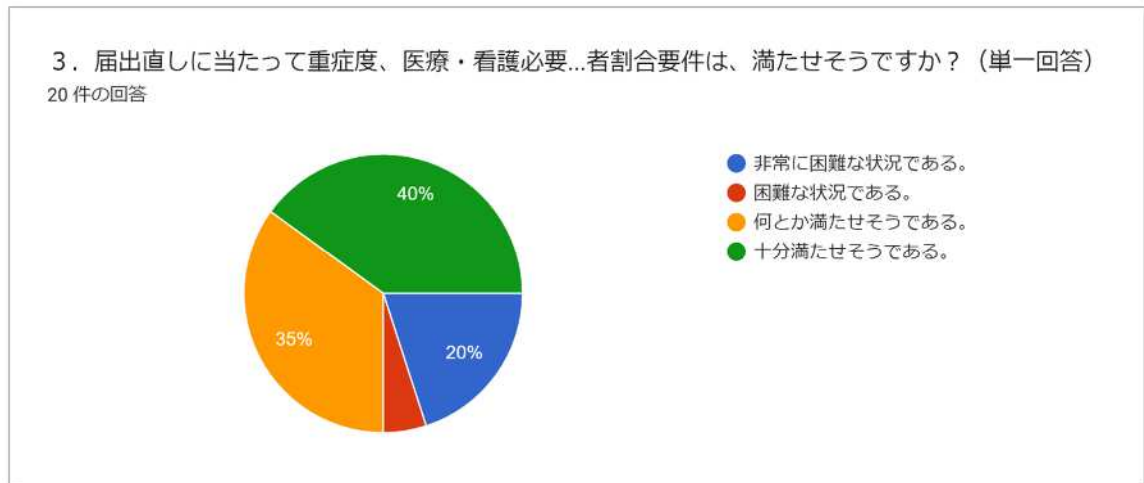
継続する予定である	16	80%
継続したいが、施設基準を満たせるかどうかによる	3	15%
継続しない（すでにあきらめた、入院料の変更を決めた等）	1	5%
その他	0	0%



1 病院を除いて、急性期一般1を継続する意思であったが、施設基準を満たせるかどうか不安を抱えている病院が3病院（15%）あった。

**3. 届出直しに当たって重症度、医療・看護必要度の該当患者割合要件は、満たせそうですか？（単一回答）**

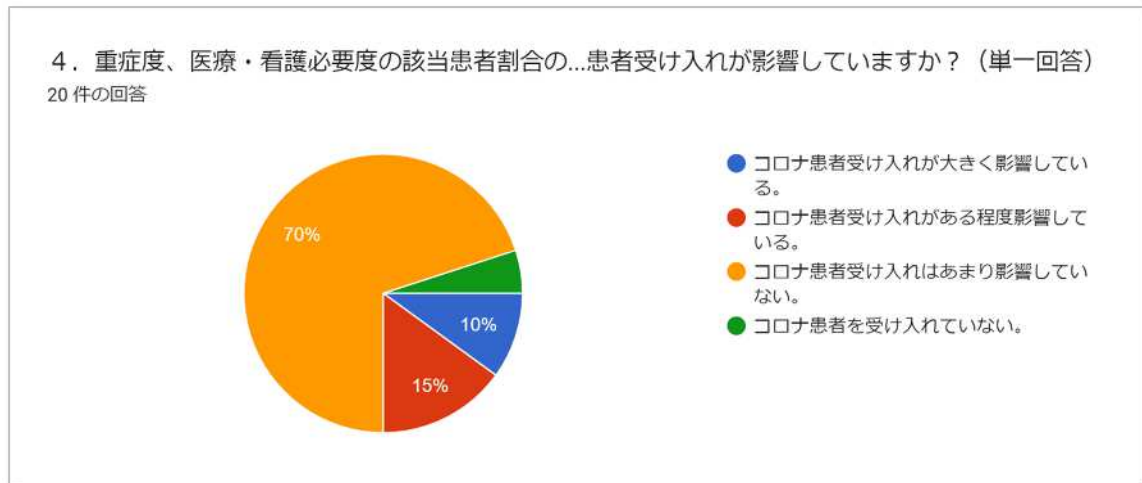
非常に困難な状況である	4	20%
困難な状況である	1	5%
何とか満たせそうである	7	35%
十分満たせそうである	8	40%



重症度、医療・看護必要度の該当患者割合を満たすのが困難な病院が 5 病院  
(25%) 存在した。

**4. 重症度、医療・看護必要度の該当患者割合の要件に、コロナ患者受け入れが影響していますか？（単一回答）**

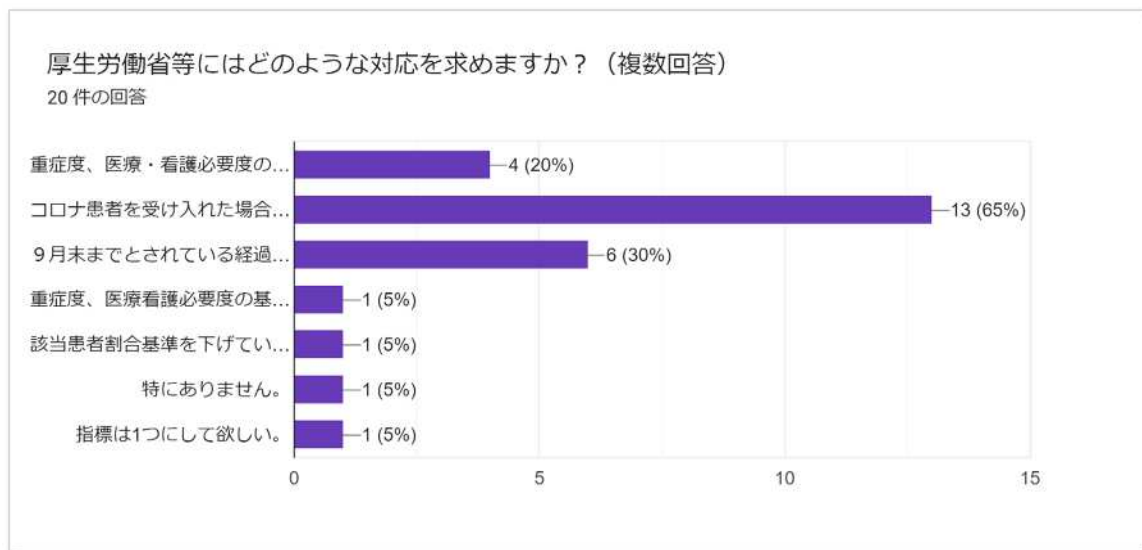
コロナ患者受け入れが大きく影響している	2	10%
コロナ患者受け入れがある程度影響している	3	15%
コロナ患者受け入れはあまり影響していない	14	70%
コロナ患者を受け入れていない	1	1%



影響は、受け入れ数や全病床に占める受け入れ割合等により異なると考えられるが、コロナ患者受け入れが影響している病院が5病院（25%）あった。

## 5. 厚生労働省等にはどのような対応を求めますか？（複数回答）

重症度、医療・看護必要度の計算からコロナ患者を除外する取 り扱い	4	20%
コロナ患者を受け入れた場合には、重症度、医療・看護必要度 の該当患者割合を満たすとみなす施設基準のコロナ特例（臨時 的取り扱い）	13	65%
9月末までとされている経過措置期間の延長	6	30%
その他	4	20%



何らかの特例的対応を求める回答が多かったが、特に、コロナ患者受け入れ時の施設基準の特例を求める回答が多かった（13病院、65%）。

### ※「その他」の内容

- ・重症度、医療看護必要度の基準の根本的な見直し

- ・ 該当患者割合基準を下げてください
- ・ 指標は 1 つにして欲しい
- ・ 特にありません

## 【まとめ】

今回、短期間での調査にもかかわらず、60%を超えるの府内の急性期一般入院料 1 届出病院から回答を得ることができた。

コロナ「第 11 波」と呼ばれる中、急性期医療の第一線を担う病院が、積極的にコロナ患者を受け入れていた。2024 年（令和 6 年）診療報酬改定で重症度、医療・看護必要度の改定があり、要件クリアのハードルが高くなっている中、急性期一般 1 の病床規模や受入数により差があると考えられるものの、コロナ患者受け入れにより 25%の病院で、重症度、医療・看護必要度該当患者割合に影響が見られた。

厚生労働省（国）に求める対応では、「コロナ患者を受け入れた場合には、重症度、医療・看護必要度の該当患者割合を満たすとみなす施設基準のコロナ特例」が最も多かった（13 病院、65%）。

該当患者割合要件を「十分満たせそう」や、コロナ患者受け入れが「あまり影響していない」と回答した病院にあっても、厚生労働省（国）への対応を求める回答があった。